

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系水張り時、タービン軸封部から、水漏れの発生（約50L、汚染なし）が認められたため、対応検討	B	
2	1号機	循環水ポンプ（B）駆動用電動機点検において、下部軸受箱接合面に隙間が認められたため、当該接合面を修理	D	
3	1号機	低圧給水加熱器（A）入口弁開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全閉で表示ランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
4	1号機	搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（のこぎり）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
5	3号機	主発電機固定子冷却器点検において、冷却器フランジ締付ボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
6	3号機	給水制御盤点検において、基板のデジタルスイッチに不具合（数字が固定されない）が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	主タービントーニングギア潤滑油ポンプ点検において、カップリングとシャフトの間隙値に許容値外れが認められたため、カップリングを交換	D	
8	3号機	低圧タービン（C）外部車室内面溶接部浸透探傷検査において、線状指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を修理	D	
9	3号機	低圧タービン（B）外部車室内面溶接部浸透探傷検査において、線状指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を修理	D	
10	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（B）点検において、ライナーリングとインペラの間隙値に許容値外れが認められたため、ライナーリングを交換	D	
11	3号機	廃棄物処理系廃液サンプルタンク（A）循環弁グランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	3号機	換気空調系排風機建屋給気ファン（B）出口ダンパに開固着が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
13	4号機	換気空調系原子炉格納容器パージファン出口ダクト風量測定口にキャップビス等の外れが認められたため、当該部品を取付	D	
14	6号機	所内ボイラ（A）重油流量指示計に動作不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
15	その他	固体廃棄物貯蔵庫第7棟地下1階において、フォークリフト操作時に建屋除湿用空調ファンユニットに接触し、枠を变形させたため、当該枠を修理及び注意喚起	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで